

平成22年2月4日
国立大学法人山口大学

この度の広島国税局税務調査により判明した一連の公的研究費等の不適切な会計処理について、日頃より本学の教育研究活動をご支援いただいている皆様に対しご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げますとともに、本学として重く受け止めています。

本学では、これまで公的研究費等の適正な執行についてガイドラインや規則等に則り、教職員に対する意識啓発や検収体制の整備等、不正防止に努め、また、平成20年度に預け金等に関する調査を実施したにも関わらず、このような事態となったことは誠に遺憾です。

広島国税局から指摘があったうち、今年度末（3月）退職予定の教員2名について本日、不正対応委員会の中間報告を受けたところです。

なお、広島国税局の指摘は平成18年度から20年度の三年間の取引に関するものですが、本学は徹底した調査を行うために対象年度を平成16年度から21年度までに広げています。

また、教員に対する調査では、指摘のあった教員だけではなく、発生当時の状況などをより正確に把握するため関連部署の教職員等も含めて聞き取りを行っています。同様に、本学の取引業者に対しても対象を広げて照会しているため、調査に時間を要しています。

今後、報告のあった2名の懲戒処分に係る手続きが引き続き行われること、また本学調査委員会及び広島国税局による調査が継続中であり、関与した教員や不正額、内容について確定していないことから、正確を期すため、現段階で詳細に関する公表は差し控えさせていただきます。

調査の結果、悪質なケースについては大学として告訴を視野に入れて検討します。

なお、本件の全容が明らかになった後は、懲戒処分等も含めて厳正に対処するとともに、調査結果及び再発防止策を関係機関に報告し、合わせて公表する予定です。

今後、このような事態が二度と起きないように、原因究明と再発防止に大学をあげて努めてまいります。

国立大学法人山口大学長
丸本 卓 哉